

# 経信の母について

## はじめに

源経信の歌人形成期を思う時、どうしてもその母であった女性を無視するわけにはいかない。一般的には、経信の歌人としての資質が、この母とその係累に繋がる人々によってもたらされたと考えられているようである。そのような推測は、おそらく間違いではあるまい。もともと私は、宿命的な遺伝論に無条件に心服しているわけではないし、一首あるいは数首の歌を勅撰集に残した人物が、血縁者に何人か存在するという事実が、一個人の才能の開花に何ほどの影響を及ぼしているのか、かなり疑問にも思っている。しかし、経信の母・経信・俊頼・俊恵と続く歌人の系譜を顧慮すれば、文芸的素養や才能の遺伝とまではいえなくとも、歌詠みたらんとする意志が、その父なり母なりが和歌詠作者か否かで、やはり相違するであろうことは否定できない気がする。歌人としての才能の顕現とその自覚以前に、身近かな位置に作歌者がいることが、和歌の道に精進

安 田 純 生

しようとする意志への形成力ないし起動力となることは、容易に想像されるのである。清少納言が、庚申の夜に定子中宮から

もとすけが後といはるる君しもやこよひの歌にはづれてはをると和歌詠進を要求されて、

その人の後といはれぬ身なりせばこよひの歌はまづぞよまましと答えたという『枕草子』の一節は、よく知られている。これは、いうまでもなく、清原元輔の子である以上、自分もすぐれた歌を詠まねばならないとする意識が、清少納言の心に存していたことを示している。経信の母は、元輔ほどに著名な歌人ではなかったが、似かよった意識が経信になかったとはいいい切れまい。清少納言の場合、そういう意識が、和歌詠作の場において、むしろ歌心を萎縮させる方向に働いているが、だれしもが同様であるわけではない。

## 経信の母の家族

経信の母、すなわち源道方の妻が源国盛の女であることは、『和

歌色葉』『公卿補任』『尊卑分脈』『勅撰作者部類』などによって  
 確実である。国盛は、道方が宇多源氏の左大臣重信の六男であった  
 のに対し、光孝源氏の出身で、いわゆる受領層に属する下級貴族で  
 ある。従四位上播磨守が、彼の最終官位であった。国盛の父は信明、  
 祖父は公忠で、いずれも三十六歌仙に選ばれた歌人であったが、国  
 盛自身は歌人ではない。しかし『二中歴』第十二詩人歴に播磨権守  
 源国盛の名があがっていることから、漢詩にはすぐれていたようであ  
 る。

ところで、長徳二年春の除目に、淡路守に任じた藤原為時が、「苦  
 学寒夜紅淚霑襟、除日後朝蒼天在眼」という申文を奏上して、  
 淡路より収入の多い越前の国守に改めて任ぜられた逸話は、あまり  
 に有名である。その際、すでに決定済みであった越前守の官を解か  
 れたのが、この源国盛であった。国盛にとっては、はなはだ不運な  
 結果となったが、『古事談』第一は、「国盛家中上下涕泣、国盛自  
 此受病、及秋雖任播磨守、猶依此病遂以逝去云々」と伝え  
 ている。これに信を置くと、国盛は、長徳二年秋に播磨守を拝任し、  
 その後もまもなく病没したことになる。しかし、『小右記』の同年九  
 月四日・同月十九日の各条によれば、はじめに源時明が播磨守とな  
 り、時明の辞退によって藤原信理が任ぜられているが、いずれにせ  
 よ播磨守に就任したのは国盛ではない。したがって『古事談』の伝  
 えるところも、そのままには信頼できかねるのである。

国盛の子は、『尊卑分脈』には、経信の母のほか、為親（掃部  
 頭従五下）・正職（加賀守従五下）・貞亮（金葉作者、従四上土左

守）・為善（藏、従四位備前守、後拾八作者）が記載されているが、  
 各人につき官途を中心に略述しておきたい。

為親は、『尊卑分脈』の注記を裏つづける資料も未だ管見に入らず、  
 その官途も明らかでない。為親という名は、当時の記録類にしばし  
 ば見えるが、いずれがこの為親であるのか、判定が困難である。あ  
 るいは、『権記』長徳四年十一月二十八日条から『小右記』寛弘二  
 年十二月二十一日条までに、時たま記録に顔を見せる左少史為親、  
 『御堂関白記』寛弘八年四月九日の条の外記為親は同人であろう  
 か。『権記』の長徳四年二月二十三日の条に、肥後功により従四位  
 下に叙せられた源為親が見られるが、これは、同じ光孝源氏ながら  
 忠幹男の肥後守為親で、まったくの別人である。

次に正職（政職とも。以下政職と記す）であるが、同じ時代に同姓同  
 名の政職がふたりいて、非常にまぎらわしいのは、為親と似ている。  
 少なくとも、寛弘三年十月二日に備後守に任じた政職と（『権記』、  
 『御堂関白記』寛弘九年九月二十二日・長和四年七月二十三日の条、  
 『小右記』長和三年六月十六日・同四年四月十八日の条など）見え  
 る加賀守政職とは別人である。なぜならば、加賀守政職が現われる  
 同一時期に、前備後守政職が他方に存在しているからである。同じ  
 人物を異なった呼称で記しているわけでないのは、寛仁期に入って  
 も前備後守政職が出てくることから明らかである。『尊卑分脈』を  
 参照すれば、加賀守政職の方が国盛の男となり、備後守政職は、同  
 書に清敏の男として見える従四位上木工頭政職が該当するのであろ  
 う。備後政職が木工頭に任ぜられたのは、治安元年六月二十七日の

ことであり〔小右記〕、万寿四年七月三日に六十九歳で卒去している（同記）。加賀守政職は、その在任中に、百姓などから「守政職非法政世二箇条」をもつて愁訴されているが、政職も百姓たちを告訴している（『御堂関白記』寛弘九年九月二十二日の条）。最終的には政職無罪という結論が出たが、政職もまた、当時の受領にしばしば窺われるような、かなり苛酷な収奪を行っていたようである。

なお、たびたび藤原道長の使となつて日記に登場する政職や、藤原実資により「此宅頗有水右、可施風流」（『小右記』万寿二年九月二十五日の条）と賞された八条宅の所有者の政職は、国盛の男ではないと思われる。

次の貞亮は、『権記』長保五年四月十四日の条に「馬寮使右助貞亮」とあるので、このころ右馬助であつたことが、まず確認できる。ついで同記の寛弘八年九月十日の条に「少納言従五位下源朝臣貞亮」と見え、以後『御堂関白記』長和四年正月四日の条まで少納言として記録に散見している。そして長和六年三月十五日には淡路守を拝任しているが（『御堂関白記』）、それからの動静は明らかでなく、土左守であつた時期も没年も不詳である。

貞亮に関して、『小右記』長和三年十二月二十八日の条に見られる記事は興味深い。同記によれば、翌二十九日に延暦寺への宣命使となるべき貞亮が、故障を申し立てて参内してこない。その故障の内容は「至明日産穢之上、有所煩、仙風病、仍加療治、罷向山寺」ということであつたらしい。三条天皇は「貞亮不動公事常事故障、其障不明」と述べ、頭弁藤原朝経も「毎臨時祭申妻懷妊由」と批難

している。貞亮は、何かと理由をつけて職務を怠つていたようである。この時も結局は宣命使の役目を回避し、垂水為行が代行している。

この貞亮は、その詠歌一首を『金葉集』に入集させているが、次の為善もまた、『後拾遺集』に八首の入集をみた勅撰歌人である。

為善については、すでに後藤祥子氏や川村晃生氏が、出羽弁・能因法師などとの交友に関連して触れられているが、それらの論を参照しつつ述べてみると、まず『権記』の長徳三年八月二十八日・長保元年七月十九日の各条に、小舎人調としてその名が見える。彼は文章生の出身であつた（『小右記』万寿二年十月十九日の条）。その後、寛弘長和ごろには玄蕃助に任じているが、六位藏人をも兼任したことが、『小右記』と『日本紀略』の長和三年十一月二十八日の条によつて知られる。ついで、寛仁二年十月十六日には、中宮（威子）権大進となり、三河守を兼ねている（『小右記』）。万寿二年正月二十九日に左少弁となつてはいるが、『弁官補任』に「右衛門権佐、中宮権大進如元」とあるので、万寿二年以前より右衛門権佐でもあつたことが判明する。為善は、左少弁を三年間つとめた後、その功により、長元々二年二月十九日には、従四位下に叙せられるとともに備後守に任ぜられている（『弁官補任』）。中宮職には引き続いて勤務したらしく、威子が薨去した長元九年には中宮亮に昇任していた。さらに長暦二年十二月十四日に従四位上に叙せられているが（『春記』）、その当時、備前守であつたようである。翌々長久元年五月二十七日備前々司為善は、藏人頭藤原資房を尋ね、讃岐守に就くことを望んで

いるが、六月八日の除目に藤原邦恒が讃岐守となり（『春記』）、為善は、散位のまま長久三年十月一日に卒去している（『勅撰作者部類』）。以上、国盛の男四人の伝につき概略を記したが、享年はもろろんのこと、為善を除いて死没の年すら明瞭でなく、これらの人物が経信の母の兄もしくは弟のいずれに該当するかは不明とするしかない。

### 経信の母の伝

さて、経信の母の生没年を『和歌文学大辞典』は未詳とし、『私家集大成・中古Ⅱ』の「解題」でも「経信母は生没年未詳」としているが、生年はともかく、没年決定には手がかりが得られる。それは、『公卿補任』の天喜四年の源経長の項に「十二月日服解」と注してあることである。いうまでもなく服による解官は重服に限られ、この年に、経長の父か母かが没したことを意味している。そして、経長は経信の同母兄にはかならず、父道方は十二年以前の長久五年に薨去しているのであるから、これは経長・経信両者の母である国盛の女の死が原因であろうと推定されるのである。もっとも、治暦三年の経信の官位歴にはその注記が見えないが、『公卿補任』はかならずしも服解記事を忠実に載せておらず、それほど不審とするには及ぶまい。したがって、経信の母は、天喜四年十二月に逝去したと考えて誤りはないであろう。

しかしながら、経信の母の生年および道方との結婚の時期については、明確には決しがたい。

道方の子女のうち経長と経信とが同母の兄弟であったことは、既

述のごとく「尊卑分脈」「公卿補任」などによって判明しているが、それ以外の兄弟姉妹に関する記録が欠けている。ただ、『後拾遺集』巻十五に、経隆の

母におくれて侍りける比、はらから<sup>(3)</sup>の方々にとぶらひの人のまうできけれど、わが方にはおとづる人も侍らざりければ

しぐるれどかひなかりけりうもれ木は色づく方ぞ人もとひけるという歌があり、「色づく方」という喩えが経長・経信にこそふさわしいと思われることと、経隆卒時の経信の深い悲嘆とから想像して、経隆も、国盛の女を母としていたと推察されるのである。

また、経長が四男であり経信が六男であることが『公卿補任』に記載されている。そうであるならば、道方には少なくとも六人以上の男子がいたことになるが、『尊卑分脈』で知られる限り、経長・経親・経信・経隆・円信の五人に過ぎない。経長・経信・円信の生年が、それぞれ寛弘二年・長和五年・寛弘元年であることは、『公卿補任』『僧綱補任』によって知ることができる。経隆についても、承暦四年八十三歳卒とする説が正しければ、長徳四年誕生ということになる。経隆にはやや問題が残る。

『尊卑分脈』の経親の注記に「備前守、左京大夫、正四下」とあるが、いずれの官も当代記録により確証が得られる。さらに、『小右記』長和二年正月三十日の条に「少将経親可奉仕之由、被命左大弁了」と見え、左大弁は道方であるので、この経親が道方の男であったことも確認できるのである。少将経親の初出は、『御堂関白

記』寛弘八年二月十日の条の「右少将経親」である。それ以後、同記および『小右記』の寛仁元年十二月四日の条まで、種々の記録に少将経親の名が頻出しており、この間の長和二年には左近衛権少将に遷任した模様である。ついで翌年の正月二十六日に、三条朝の五位藏人となっている（『職事補任』）。また、経親が左京大夫であったことは、『左経記』治安二年十月十一日の条に明らかである。同条に

早且参関白殿、被仰云々、昨日依無陪膳、及晚不供解齋御粥、召問藏人則長、申云、左京大夫経親朝臣候宿、仍兼仰知可奉仕御粥陪膳之由、臨期令候之處、已退出者（以下略）

とあるが、経親は、この職務怠慢のために除籍されている。その後『春記』長久二年三月十二日の条まで経親の名が、記録に見られなくなる。しかも『春記』でも官職の記載が欠如しており、長期間勘事がとけず、あるいは散位であったのかもしれない。父道方は、そのことを苦慮してか、長久四年に権中納言兼民部卿の職を辞し、経親の任官を願ひ出ている。その結果、経親は備前守に任ぜられているが（『公卿補任』）、それ以後ふたたび、経親の名が記録に現われなことから推察すると、正四位下備前守を最終官位として程なく卒去したのではなからうか。ちなみに、経親は笛にすぐれていたように、寛仁二年正月三日の御元服御遊や（『御遊抄』）、長久二年三月十二日の詩宴に（『春記』）、笛の奏者として参加している。

それはさておき、寛弘八年に少将経親は何歳であったろうか。少将は正五位下相当の官であるが、従五位上で就任した例もかなり見

受けられ、経親も従五位上での任官である。経長と経信が従五位上に叙せられた年齢は、おのおの二十三歳と二十一歳であった。とするならば、経親の任少将も二十代初期とするのが穏当なところであろう。かりに寛弘八年に二十一歳であったと仮定しても、正暦二年生れとなり、兄弟中の最年長である。したがって、道方の男の兄弟順序は、経親（長男）・経隆（次男）・円信（三男）・経長（四男）・経信（六男）となり、五男が不明である。道方には、『尊卑分脈』にもれているが、もうひとり源資綱の妻となった女がいたはずで、この女は、資綱の年齢（長保元年生れ）から考えても、経信のすぐ上か下の姉妹であろう。

少々経親に関わり過ぎたかもしれないが、以上の推測によって、道方と国盛の女とが結ばれたのは、ほぼ正暦から長徳にかけてのころであったと思われるのである。群書類従本の『经信卿母集』には周知のごとく長文の後記が付載されているが、そこに両者の交情を語る次のような挿話が見られる。

ある夜、とくまで待るべき事ありと、道方卿入りてふしたる夜、女もいとぎたなういねたりけるを、道方、ふとめぎめて宵より申しつるに、かひもなくいね給ふものかなと、申されければ、枕なる琵琶ひきよせ、つまならし、まだ丑みつなり。びむかき、はかまの紐さし給ふとも、寅ひとつにはうつりぬべし。おそくはあらじものをと申されしかば、夜ぶかしとは思ひながら、それもたがふ事もやといそがれて  
寅ひとつ丑みつよりもうかりけり

将は正五位下相当の官であるが、從五位上で就任した例もかなり見

寅ひとつ丑みつよりもうかりけり

といひすてて出でにけり。つとめてあのごとく時たがはず侍りしかば、なほ切なる者におもはれたり。

「寅ひとつ丑みつよりもうかりけり」は、むろん、虎一頭の方が牛三頭よりも恐ろしいという意を懸けた洒落であるが、連歌の前句のみで付句を期待しない詩形式が、すでに成立していたことが注意される。この後記の筆者は、経信の母を、徹底してすぐれた女性として描き、特に琵琶にすぐれていたことを強調している。後記にあげられたいくつかの逸話がどこまで事実として信用できるものなのか、明確には判断しがたい。経信の母が琵琶の名奏者であったことも、他の信頼できる文献には見あたらないようである。ただ、道方が琵琶にすぐれていたのは、寛弘四年四月二十五日の中殿御会、長和五年十一月十七日の清暑堂御遊、寛仁二年正月三日の御元服御遊において琵琶奏者をつとめていた点や、『枕草子』に「道方の少納言、琵琶いとめでたし」とある点などによって知ることができる。

けれども、『経信卿母集』の後記を、典拠不明の記事として捨てるのは、かならずしも妥当ではない。たとえば、父国盛が美作守であった際、美作国では日照りが続き、宇那堤社の社頭で、十二、三歳の経信の母が琵琶を奏すると降雨をみた、という話は、音楽の力により神が感応したとする類型的な説話ではあるが、『小右記』寛仁三年十二月三日の条によって、国盛が美作守に任じた事実が確かめられるのである（ただし年次は不明）。

また、出羽弁とそめどのの中將とが、「中宮亮の母」のもとで星

合の空を眺めようとして、雷雨のために中止となった話の場合、経信の母を「中宮亮の母」と呼んでいるのが、経信はもろろん、兄たちにも中宮亮の履歴を有する者が存在しないので、一見したところ不審である。しかし、出羽弁が後一条天皇の中宮威子に仕えた女房であり、為善と親しく交際していたことを思うと、中宮亮は為善と考えられるのである。とすれば、この話は、為善の中宮亮時代、つまり長元末年の出来事と推定できる。そして、「中宮亮の母」を中宮亮為善の母、すなわち国盛の妻と解しても、あながち不自然ではないが、おそらくは、後記の筆者が、「中宮亮の姉(妹)」ともあった原資料の本文を、経信の母という呼称に引かれ、誤って交錯させたものであろう。そめどのの中將は、上東門院彰子の出家に際し、随従出家した女房として『栄花物語』巻二十七に見える染殿の中將と同人であろう。彰子と威子とが共に道長を父とする姉妹であり、為善の妻も彰子の女房であったこと（『栄花物語』巻八）を考慮すれば、出羽弁と染殿中將、さらに為善や経信の母を加えた親しい交流も、十分に理解されるのである。

『俊頼髓脳』によれば、「故帥大納言の母、高倉の尼上ときこえし人」のもとに、「三河守なりける人」が小さな和布を贈り、それが自然に少なくなつたことで一騒動あつたという。これによって、経信の母が出家した事実が知られるが、この「三河守なりける人」も為善であった公算が大きい。為善であるならば、国司の任期を四年として、寛仁二年から治安元年までのこととなるが、かといって経信の母が当時すでに尼となつていたとは限らない。俊頼は、父経

信を常に故帥大納言と記すように、その人の最晩年の通称を採用している可能性が多分に存するからである。それに、経信の母の家集に、

かまどといふ所に住みける僧の、小姫君の御いのりしけるが、なくなり給ひてのち、かひなく御いのりのなりにし事といひたる返りごと

思ひきやかまどの山に祈りしてよその煙となさんものとはという一首が収められているが、かまど山という地名から筑紫での詠歌と思われる。経信の母は、長元二年に大宰権帥となつた道方とともに大宰府へ赴いたのであろう。また死亡した小姫君は、たぶん道方とのあいだに生れた女子なのであろう。この時、未だ十代の少年であつた経信も大宰府に来ていたが、『大納言経信集』の

昔、筑紫にて秋野にて

花見にと人やりならぬ野へにきて心のかぎりつくしつるかなという歌にも、幼少の妹を失つた悲傷の思いがこめられているように感じられる。ともあれ、経信の母の出家は、やはり、長久五年の道方薨去後に行なわれたのではなからうか。かくて、晩年を尼僧としてすごした経信の母は、天喜四年に、かなりの高齢で没したものである。

### 経信の母の歌

経信の母の歌は、群書類従本『経信卿母集』に十九首（贈答による他人作一首を除く）が収載されているほか、勅撰集では、『後拾遺

集』『金葉集（三奏本）』『新古今集』『続古今集』に各一首ずつ、私撰集では、『統詞花集』に二首、『後葉集』『万代集』『秋風集』に各一首みられるが、いずれも家集に含まれている歌ばかりである。また、『俊頼髓脳』に短歌一首と連歌の付句一句が見えるが、これらは家集に載せられていない。したがって、現在知られる経信の母の詠歌の総数は、重複を除くと、短歌二十首と付句一句ということになる。このうち数首について、少しく注解を加えておきたい。

七条に、河霧たちわたるあかつき、やうやうあくるほどに人のゆきかふを見て

明けぬるか河瀬の霧のたえまよりをちかた人の袖のみゆるは『後拾遺集』巻四に、詞書「山里の霧をよめる」、第三句「たえだえに」で出ている。『後拾遺集』の詞書では題詠の歌のようでもあるが、家集によれば体験に即した実景歌となる。「をちかた人」は川向うにいる人を指しているが、霧の絶え間から人が瞥見されるという発想の歌は、たとえば「秋霧のたえまたえまを見わたせば旅にただよふ人ぞ悲しき」（『栄花物語』巻五）がある。しかし、霧を「ちかた人」の袖との関連から見ると、この歌が曾禰好忠の「山里に霧のまがきのへだてずはをちかた人の袖もみてまし」（『好忠集』）を踏まえていることは確実であろう。

三月三日、ちひさき家に、桃の花折りてゐる、馬にのれる人

しづのめの園生にたてる桃の花すけりなこれをうゑてみけるは

る他人作一首を除く)が収載されているほか、勅撰集では、『後拾遺

しづめの園生にたてる桃の花すけりなこれをうゑてみけるは

『金葉集』巻一には、「やまがつの園生にたてる桃の花すけるなこれをうゑてみけるも」とみえ、『後葉集』巻十八では、「やまがつの園生に咲ける桃の花すけりやこれをうゑてみけるよ」となっていて、細部に異同が多い。詞書も、『金葉集』は「三月三日桃の花をみて」で実景歌のようであり、『後葉集』は「三月三日桃の花をよめる」で題詠歌のようでもある。それらに対して家集の詞書は、この歌が月次屏風のために詠作された屏風歌であったことを示している。別に、「九月九日、まがきの菊のおもしろき色に、人きてみる」十一月、神まつる所に神さす」という詞書を有する二首が家集にあるが、これらも同様に屏風歌であったと考えられる。第四句の「すけりな」には、もちろん、好き者の「すく」と桃の実の酸っぱい意とが懸けられているわけであるが、同趣の歌は、

桃の花すき者どもを西王がそのわたりまでたすねにぞやる(蜻蛉日記)上

桃の花宿にたればあるじさへすける者とや人の見るらむ(後拾遺集)巻二十・大江嘉言

などと例がある。特に嘉言の歌とは、その発想が著しく類似している。賤の女の家居に桃の木があるとするのも、経信の母の歌との先後関係は不詳であるが、『和泉式部集』に「しづの女の垣根の桃の花もみなすく人けふはありとこそ聞け」という作が収められている。

しかし、そういう類型性よりも、第二句の「園生」という語に注目する必要がある。この語は、早く『万葉集』で使用されているが、窪田敏夫氏の指摘のとおり、王朝の和歌では曾爾好忠が、

御園生の夏野の草もおひにけり今朝の朝菜になにをつままし  
瓜植多し狛野の原の御園生もしげくなりゆく夏にもあるかな  
山里の梅の園生に春日すら木つたひくらすうぐひすの声  
などと、特に好んで用いており、いわば好忠用語のひとつである。経信の母は、『万葉集』からではなく、直接的には好忠より学んだと推察される。

あれたる屋にて月みる

見る人の心は空にあくがれて月のかげのみすめる宿かな  
『統詞花集』巻四および『統古今集』巻五に「題しらす」で入集しているが、家集本文に見えず、群書類従本によつて後補された歌である。題詠歌もしくは屏風歌であろう。美しい月を見惚れていた人の心はさまよい出て、澄み透った月光だけが茅屋を照らしているというのである。「澄む」と「住む」との懸詞は珍しくもないが、「心は空にあくがれて」は、明らかに、好忠の「とぶ鳥の心は空にあくがれて行方もしらぬものをこそ思へ」の二・三句の表現に依拠していると見られる。

母の服に山里にゐて

袖よりもこぼれやかかる山里の垣ねのむばら花に露おく  
前掲の「見る人の」と同じく後補歌中の一首である。経信の母の「母」は、貞亮が同腹の兄弟であるならば、『尊卑分脈』により式部大輔国元(姓不明)の女ということになる。一首全体は、むしろ型にはまった哀傷歌であるが、「垣ねのむばら」は、当時において歌に詠み込まれることの稀な素材であった。ただし、好忠には「な

つかしく手には取らねど山がつの垣ねのむばら花さきにけり」があらって、これもやはり、好忠の歌を意識した詞句であろう。かくして、わずか二十首の詠歌のうち五首までが、曾禰好忠の影響下に詠まれた作であり、経信の母の好忠評価の高さが、おのずから理解されるのである。もっとも、好忠の歌特有の奇矯な表現を継承しているわけではなく、女性らしい、抒情性の濃い作品となっていることも忘れるべきではあるまい。

注

- (1) 「源経信伝の考察」『和歌文学研究』18)
- (2) 「能因法師論への一視点」『和歌文学研究』32)
- (3) 太山寺本・日野本・八代集抄本・国歌大観本などは、「兄弟」と漢字表記になっているが、神宮文庫本「後拾遺和歌抄」によっても「はらから」と読むべきで、兄という字に拘泥する必要はあるまい。
- (4) 上野理氏「後拾遺集前後」所収「後拾遺集の勘物」によれば、早大文研本には、源経隆に対して「女播磨守国成女、前常陸介正四下」という勘物がある由。
- (5) 拙稿「永保初年の源経信」『樟蔭国文学』13) 参照。
- (6) 引用は、『私家集大成・中古Ⅱ』所収「師大納言母集」をもととし、それに見られない歌は、群書類従本にほぼ従った。ただし表記は適宜改めた。
- (7) 「曾禰好忠」『日本歌人講座2・中古の歌人』、のちに『王朝和歌史論』に所収)

〔付記〕再校の段階となつてから、経信の母の没年について、枝松睦子氏が、拙稿と同一論拠で早く述べられていたことに気がついた。枝松氏には深くおわび申し上げます。  
枝松睦子氏「出羽弁集の一考察」『お茶の水女子大学・国文』30) 参照。

執筆者紹介

原田芳起	本学学長・教授
久保重	本学教授
西畑実	本学教授
嘉部嘉隆	本学助教
杉藤美代子	本学教授
安田純生	本学専任講師
谷垣伊太雄	本学専任講師
北村英子	本学講師
米沢裕子	本学研究室員
木村恵子	本学国文学科 昭和五十一年三月卒業
安藤桂子	本学国文学科 昭和五十一年三月卒業